

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 原島 貴男

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：大型モニタ等の賃貸借
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：健軍駐屯地
- (4) 履行期間：令和8年2月22日～令和8年3月1日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上の資格を有するものであること。（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する業者は、資格審査結果通知書（写）を入札前日までに提出すること）
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室
- (2) 日 時：令和8年2月6日（金）14時00分

6 落札決定方法

- (1) 総額（税抜き価格）が予定価格以内の最低額の入札をした者を落札者とする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は再度入札を実施する。（日時は別示する）
- (3) 同価の入札の場合については、抽選により決定する。

7 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項、押印を省略しない場合は押印が不明瞭なもの。

(3) 入札参加資格者に関する条件に違反した入札

9 契約書等作成の要否

(1) 「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成提出

(2) 適用する契約条項

「賃貸借契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

10 その他

(1) 郵便又は持参による入札を可能とする。

(2) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札等参加心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約致します。」と余白に記入すること。電信電話による入札は認めない。

(3) 送信封筒に必ず「（入札日時及び入札件名）入札書在中」の記載をし、入札期日の前日17時迄に必着するよう郵送、又は持参し、郵送の場合は業務科契約班まで電話連絡すること。（再度入札を含む。）

(4) 入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。

(5) 入札における消費税の取り扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額（税抜き）を入札書に記載すること。

(6) 開札後、入札者に連絡します。（当日中を基準とする）

11 問合わせ先

(1) 入札に関する事項の問合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班（担当：鳥丸）

TEL 096-368-5111（内線4682）

FAX 096-368-3579

(2) 仕様書に関する事項の問合わせ先

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面総監部 総務部総務課（担当：畦元）

TEL 096-368-5111（内線2441）

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
大型モニタ等の賃貸借	第 号	
	承 認	令和 年 月 日
	作 成	令和8年1月13日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	西 部 方 面 総 監 部 総 務 部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「西部方面隊創立70周年記念行事」における大型モニタ等の賃貸借について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT - CG - Z000001 による。

2 賃貸借に関する要求

2.1 賃貸借品目

賃貸借品目は、表1 による。

表 1－賃貸借品目

番号	品 名	数量	規格等
1	大型モニタ (LED)	1 式	1.1 ディスプレイサイズが、400インチ (8,855mm×4,981mm) 同等以上であり、屋外遠距離視聴に適しているもの 1.2 ピクセルピッチが、4～10mm以下であり、屋外遠距離視聴に適しているもの 1.3 輝度が、4,500cd /M 同等以上であり、全天候型の自発光式のもの 1.4 防水及び防塵であり、屋外に設置可能なもの 1.5 モニタ地上高1.0m以上を確保するとともに、転倒防止のための土台が設置できるもの
2	大型モニタ (4K)	4 式	2.1 ディスプレイサイズが、65インチ (1,439mm×809mm) 同等以上であり、4K に対応しているもの 2.2 リフレッシュレートが、60Hzであり、映像の投影に適しているもの 2.3 輝度が、800cd /M 以上であり、全天候型の自発光式のもの 2.4 防水及び防塵であり、屋外に設置可能なもの

			2.5 モニタ地上高1.0m以上を確保するとともに、転倒防止のための土台が設置できるもの
3	スピーカ	10 式	3.1 定格出力が30W 以上のハイインピーダンス型であり、屋外での音声出力に適しているもの 3.2 防水及び防塵であり、屋外に設置可能なもの
4	アンプ	2 台	定格出力が30W 以上のハイインピーダンス型であり、長距離配線に適しているもの
5	映像スプリッター(分配器)	必要数	HDMI出力インターフェースが5 つ以上付属しているもの
6	映像スイッチャー(切替器)	必要数	SDI入力インターフェースが2 つ以上並びにHDMI入力インターフェースが1 つ以上付属しているもの
7	音声ミキサー	必要数	音声入力インターフェースが16チャンネル以上接続が可能なもの
8	ヘッドセットマイク	2 台	8.1 ダイナミックマイク型であり、屋外使用に適したもの 8.2 片耳型であり、周囲との連携を阻害しないもの
9	ヘッドセットアンプ	1 台	音声出力インターフェースが3 つ以上付属しているもの
10	カフボックス	2 台	マイク音声のON/OFF 切替が可能であるもの
11	映像再生及び保存用機器	必要数	11.1 動画編集等が可能なもの 11.2 DVD が再生可能なもの 11.3 SD にデータ保存可能なもの
12	ケーブル類	必要数	HDMI, BNC, 光ケーブル等の映像の送出に対応しているもの並びにXLR 等の音声の送出に対応しているもの
13	発電機(大型モニタ用)	必要数	定格出力が30KVA以上であるもの
14	発電機(音響機器用)	必要数	定格出力が2.8KVA以上であるもの
15	映像オペレータ	2 名	表1 に記述する映像器材一式の操作等が実施できるもの
16	音響オペレータ	2 名	表1 に記述する音響器材一式の操作等が実施できるもの

2.2 賃貸借の方式

賃貸借の方式は、レンタル方式とする。

2.3 賃貸借の期間

- a) 賃貸借の期間は、令和8年2月22日(日)から同年3月1日(日)までとする。
- b) 器材の搬入及び設置完了(器材の動作確認を完了した状態)日時は、令和8年2月22日(日)12:00とする。

2.4 使用場所、納入場所及び返納場所

使用場所、納入場所及び返納場所は、健軍駐屯地訓練場地区(細部位置は、官側の指示による。)とする。

2.5 賃貸借品の搬入、設置、操作及び撤収

賃貸借品の搬入、設置、操作及び撤収は、契約の相手方が実施するものとする。

2.6 賃貸借品の電源及び燃料

賃貸借期間中に発生する電源及び燃料は、契約の相手方が負担するものとする。

2.7 賃貸借品の操作等に関する技術支援

賃貸借品の操作等に関する技術支援は次による。

- a) 技術支援は、令和8年2月22日(日)から同年2月28日(土)の7日間において、官側が実施する予行対応及び同年3月1日(日)の1日間の本番対応とする。
- b) 大型モニタに出力する映像は、官側が現地で撮影するカメラ映像と官側で事前に準備した動画の映像を切り替えながら出力するものとする。
- c) スピーカに出力する音声は、官側が現地でアナウンスする音声と官側で事前に準備した動画の音声を切り替えながら出力するものとする。
- d) 予行及び本番時に大型モニタに出力した映像とスピーカに出力した音声を合成して、1つのデータに編集し、官側へ提出するものとする。
- e) 本仕様書に明記されていない事項等が生じた場合は、官側の要望に対応できること。

2.8 賃貸借品損傷時の補償

賃貸借品損傷時の補償は、原則、契約の相手方が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

包装は、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類等

提出書類等は、表2による。なお、電子記憶媒体(DVD-R)は提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表2 提出書類等

番号	提出書類等	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	役務完了届	紙	2部	役務完了後、速やかに	契約担当官
2	予行等記録	電子記憶媒体 (SDカード)	2部	令和8年2月 26日(木)1700	西部方面総監部 総務部広報室
注記 予行等記録の電子記憶媒体(SDカード)は、官側が実施する各予行及び本番内容(大型モニタに出力した映像とスピーカに出力した音声を合成して、1つのデータに編集したもの)を保存したものとする。					

5.2 官側の支援

契約の相手方は、役務の履行のための諸作業のうち、次の事項について事前に調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地作業における官側が保有する駐屯地施設、電力及び水等の使用
- b) 現地作業に必要な施設等の利用及び立ち入り申請に関する事項
- c) その他、担当官等が必要と認めた事項

5.3 著作権その他の権利

著作権その他の権利は次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。

- c) 本役務の履行によって創作された納入品となる著作物において著作権等が発生する場合、その権利は官側のものとする。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

5.4 不具合等の処理

この役務の履行に当たり、不具合等が発生した場合は、速やかに担当官等の指示を受けるものとする。

5.5 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、担当官等に申し出て、その指示を受けるものとする。

